

認定基準改定案(2012年度適用予定)の趣旨と要点

JABEE の認定審査が開始されてから 10 年を迎えました。2001 年に認定審査を開始して以来、数回にわたり基準の一部改定を行ってきましたが、2010 年度に一部改定された最新の認定基準までは、2001 年の認定開始当初の認定基準の基本構成を継承してきました。この間、高等教育機関や JABEE を取り巻く状況は変化しており、認定制度の国際的整合性を維持するための基準の見直しや、これまでの審査における経験を生かした審査方法の改善が求められるようになってきました。以上の状況を踏まえ、JABEE では 2012 年度からの適用を目指して認定基準の改定作業を進めてきています。今般、その改定基準案がまとまりましたので、広く関係者の皆様に対してご意見を求めることとなりました。

以下、この改定基準案の主な変更点と変更の趣旨について説明いたします。これらをご参考の上、改定基準の最終案策定に資する建設的なコメント、ご提案をいただければ幸いです。

1. 基準の大項目を、「学習・教育到達目標の設定と公開」(基準 1)、「教育手段」(基準 2)、「学習・教育到達目標の達成」(基準 3)、「教育改善」(基準 4) の 4 項目としました。これにより、従来から強調してきたアウトカムズ重視の姿勢をより明確化するとともに、Plan-Do-Check-Action と基準項目の対応関係がより明確になるようにしました。
2. 前項 1 の構成とすることにより、従来の「学習・教育の量」(旧基準 2)、「教育環境・学生支援」(旧基準 4) は、新たな基準の「教育手段」(新基準 2) の一部として位置付けるようにし、これらの項目の審査における取り扱いの簡略化を目指しました。
3. 従来より「学習・教育目標」の設定にあたっては社会の要求や学生の要望にも配慮することを求めてきました。その際、学生を将来どのような技術者にするのかを念頭においた上で、修了時に何をどの程度身につけさせようとしているのかを明確にすることを求めてきました。新基準では、これらの関係をより明確にするため「育成しようとする技術者像」と、「修了生が確実に身につけておくべき知識・能力」を明確に分離するようにしました。また、これまで、修了生が確実に身につけておくべき知識・能力を「学習・教育目標」と称してきましたが、「到達させるべきもの」であることをより明確に示すため「学習・教育到達目標」に名称を改めました。
4. 認定基準の国際的な通用性を維持する観点から、基準 1 の学習・教育到達目標の内容を International Engineering Alliance (<http://www.ieagrements.org>) が 2009 年に策定した Graduate Attributes を参考に点検しました。その結果、従来の基準 1 における学習・教育目標の設定に関して従来掲げていた(a)-(h)に加えて、新基準ではチー

ムワークに関する能力を(i)として加えました。従来からの(a)-(h)に関しては、一部に内容の見直しを行いました。これまでの内容をほぼそのまま踏襲しており、既にJABEE認定を受けているプログラムが設定している学習・教育目標や、それをもとに構築しているカリキュラムに無用な変更を強いることのないように配慮しました。また、(a)-(i)の各項目については、それぞれの意図する内容を箇条書きで補足しました。なお、実際の審査は(a)-(i)の項目単位で行うこととし、それぞれの項目に付した箇条書きの説明内容はその際の解釈のために利用するにとどめ、直接的な審査項目にはいたしません。

5. 従来より JABEE では、学生の達成度評価に関して、基準1の(a)-(h)（新基準では、(a)-(i)）に掲げた項目に対してではなく、それを踏まえて各プログラムが設定した学習・教育目標（新基準では、学習・教育到達目標）に対して適切に行うことを求めてきました。これは、各プログラムの多様性を尊重しようとの考えに基づいています。今回の改定では、プログラムの独自性を尊重する従来からの基本方針を貫きながら、国際的同等性を明確に示すために基準1の(a)-(i)の項目に対する適合度をより直接的に示すことを目指しました。このための措置として、従来と同様にプログラムの設定した学習・教育到達目標に基づいた適切な達成評価を求めることを基本としますが、それにより達成が保証される知識・能力を基準1の(a)-(i)の項目で再整理して補完的にチェックすることを追加し、それに対応する基準の項目として新基準3(5)を追加しました。
6. 上記1、2で述べた基準の構成の見直しにより、旧基準2で求めてきた学習・教育の量については、新基準2に分散して含めることとしました。そのうち、旧基準2(2)で求めてきた授業時間の数値的基準については、新基準2.1(2)で「4年間にわたる学習・教育で構成され、当該分野にふさわしい数学、自然科学および科学技術に関する内容が全体の60%以上」と大枠のみを規定する内容に改めました。従来の基準2(2)における学習・教育の量の数値的基準には、技術者教育としての水準を量的な側面から間接的に担保する意味と、JABEEの認定する技術者教育の国際的な同等性を示す意味がありました。このうち、前者については、大学設置基準で求める学修時間の確保に対する種々の動きが見られ、JABEEが独自に授業時間にまで踏み込んだ数値的基準を定める必要性が薄れてきていることに鑑みて、学習・教育のアウトカムズを重視するJABEE本来の考え方に基づく審査を充実させることにより、量的基準に頼らない水準の担保を目指したいと考えました。しかし、後者の理由により、JABEEの認定する技術者教育の国際的な同等性を示すための最低限の量的基準は残す必要があると判断し、前述の新基準2.1(2)の内容を掲げることとしました。

7. 教育活動の評価（新基準 2.3(4)）や、継続的改善（新基準 4.2）に関して、それらの目的や趣旨が明確になるように文言の追記を行いました。

その他の全般に関わる変更点

- 新基準は、学士課程と修士課程のプログラムの双方に共通して適用する基準として策定されています。なお、修士課程のプログラムに適用する場合は、基準 2.1(2)を除外して適用するほか、その他の項目についても必要に応じて解釈を変更することとします。
- 分野別要件は定めないことを原則とするように改め、基準を適用する際の補足事項が必要となる分野に限って定めることとします。なお、分野別要件が設定されない分野であっても、審査体制としては従来通りであり、分野別審査委員会などの重要性は変わりません。

以上